

## 第3章 あらゆる場を通じた人権施策の推進

すべての人々の人権が尊重され、相互に共存し得る平和で豊かな社会を実現するためには、市民一人一人の人権尊重の精神の涵養を図ることが大切であり、教育の果たす役割は重要です。

このため、幼児期からの発達段階や地域の実情などに応じて、学校教育と生涯学習とが相互に連携を図りつつ、個人の人権が尊重され、個性、能力、適性などが十分に発揮できるよう人権教育の推進に努めます。

また、企業や団体などにあっても豊かな社会づくりに貢献する責任を担っており、職場における人権教育・啓発の推進に取り組むよう努めることが求められています。

さらに、市民一人一人が生涯を通じて人権について考えていくことが大切であることから、市民の人権意識の高揚を図るために、広報媒体などを活用した人権啓発活動を進める必要があります。

### 1 学校教育における人権教育、同和教育の推進

#### (1)現状と課題

これまで、学校では、教育活動全体を通して同和教育を中核とした人権教育を推進するよう努めてきました。そのために、人権教育、同和教育の全体計画及び年間指導計画の整備を進めるとともに、教職員の指導力の向上を図ってきました。

道徳教育(人権教育、同和教育)の研究実践校を平成27年度の移行期間から毎年1～2校を指定し、阿賀野市全体の教職員の授業改善を進めてきました。加えて教職員の人権教育、同和教育研修会を開催し、理解を深めてきました。

こうした取組を通して、同和問題をはじめとした人権問題への教職員の認識が深まり、人権尊重の精神を基盤にした学校運営が意識されています。

また、教科書及び「生きるⅠ～Ⅳ」シリーズを教材とした授業研究や全校道徳授業参観等により、教職員の人権尊重の共通理解を深め、児童生徒同士が意見を交流する「考え、議論する道徳」を通して、児童生徒が、物事を多面的・多角的に考えられるようになってきました。

しかし、学校現場においては、人権教育、同和教育の授業実践が具体的な成果に結びついていない状況も見受けられます。また、いじめなどの人権問題が依然として深刻な状況にあり、児童生徒に人権尊重の精神が十分育っているとはいえない状況が見られます。

学校では、全ての人権が尊重され、自分の人権を守り、他の人の人権を守ろうとする人権尊重の精神を育成していくことが重要です。「命の大切さ」を基盤とし、誰に対し

でも公平に接することができるように、人権感覚を磨いていく教育活動に取り組んでいく必要があります。

教職員においては、教職員自身が人権尊重の理念について深く理解し、人権感覚を磨き指導力を高めるよう今後も研修を充実させることが必要です。

人権に関する市民意識調査の「いじめ問題についてどのように思いますか」への回答では、一番多かった回答は「いじめる側が悪い」が52.2%でしたが、次に多かったのは「いじめる側が悪いが、いじめられる側にも原因がある」で37.4%にものぼりました。この考え方は、本市が取り組んでいる「いじめを許さない子ども」「いじめを根絶していく」ことと相いれないものであり、人権意識が未だ浸透していないことを示しています。

こうした現状を踏まえたうえで、学校教育における人権教育、同和教育をさらに推進していく取組が必要です。

## **(2)施策の方向性**

学校教育においては、人権が尊重される学級づくり、学校づくりを通して、児童生徒一人一人を大切にしながら、発達段階に応じた計画的・組織的な人権教育、同和教育を行い、人権に関する理解を深め、豊かな人権感覚を養い、互いの大切さを認め合う態度や行動力を身につけさせる(新潟県人権教育基本方針 平成22年9月1日)ことが大切です。そのため、人権教育、同和教育の全体計画を毎年見直し、児童生徒の人権尊重の精神を育むことを目的に、学校の教育活動全体を通じて人権問題に対する正しい理解の促進に努め、差別や偏見を許さない感性や態度を育む人権教育、同和教育を推進します。また、研修機会の充実を図り、教職員一人一人の指導力の向上を目指します。

## **(3)施策の推進**

ア 差別やいじめ・不登校など、困っている子どもについてその背景をしっかりと把握し解消を図るため、かかわる人権教育、同和教育を各学校で実施します。

イ 児童生徒の発達段階に応じ、学校の教育活動全体を通じて人権教育、同和教育を推進します。そのため、いじめ防止対策推進法を踏まえ自校のいじめ防止基本方針を毎年見直し改善するなど、様々な人権問題を解決する視点から全体計画の再点検を行います。

ウ 各教科や特別の教科道徳、特別活動、総合的な学習の時間では、人権尊重の精神を感性や態度の面から育みます。そのため、道徳の教科書だけでなく児童生徒用副読本の有効活用や、体験的な活動を取り入れ、具体的な資料を活用した分かりやすく、心に染み入る人権教育、同和教育の授業を行います。

エ 保・幼、小・中学校間の交流や異学年交流・異年齢集団による活動を通して社会性を育みます。そのため、児童生徒同士だけでなく、児童生徒と教職員が共に

学ぶ姿勢をもって活動し、共に育つ活動を行います。

オ 各種研修会の充実を図り、学校教育の担い手である教職員一人一人の人権意識を高めるとともに指導力の向上を目指します。そのため、「新潟県人権教育基本方針実践のための『教職員研修の手引き』」を活用し、併せて各団体が実施する人権教育、同和教育の研修会の際に教職員が参加しやすい環境づくりに努めます。

## **2 生涯学習における人権教育の推進**

---

### **(1)現状と課題**

生涯学習においては、地域社会における共に支え合う精神や人権を尊重する意識を高めるため、県や関係機関と連携しながら公民館やコミュニティセンターなどを中心に人権問題、同和問題についての各種講演会や研修会を開催してきました。

しかし、人権に関する市民意識調査の「人権や差別問題にどの程度関心をもっていますか」への回答では、「あまり関心が無い」と「まったく関心が無い」の合計が 24.0%という結果となりました。また、人権に関する市民意識調査の「関心のある人権問題」への回答では、子どもや障がいのある人、女性や高齢者の人権問題への関心が高く、同和問題や水俣病患者などの人権問題に対しては関心が低い結果となりました。

人権問題に対する他人事意識を払拭し、一人一人が人権尊重の意識を高め、人権感覚を十分に身につけるためには、生涯を通じた人権に関する学習を充実しなければなりません。

近年、公民館事業において、人権啓発用のDVD鑑賞及び人権擁護委員による啓発活動や活動紹介のパネル展示を実施し、市民の人権意識の向上を図ってきましたが、新型コロナウイルス感染症の影響により、規模の縮小や制限を受けたことにより、広く市民に啓発することができませんでした。引き続き、多様な学習機会の提供や効果的な人権啓発の手法を検討し、公民館などを中心に地域の特性を活かした人権意識を高める取組を推進する必要があります。

### **(2)施策の方向性**

誰もがお互いの人権を尊重した日常生活を過ごすためには、地域社会を構成する全ての人が、人権問題への関心を高め、深い理解と見識をもつことが大切です。人権講演会や研修会など気軽に参加できる仕組みづくりや、様々な人権問題への正しい知識と認識を得られる充実した内容の講座を開催することにより、広く人権意識の啓発に努めます。

### **(3)施策の推進**

ア 様々な人権問題に対して市民が正しい認識と理解を得られるよう、公民館などの研修会を活用し、学習機会の充実を図るとともに、地域の実情に合わせた啓発活動を進めていきます。

イ 教職員やPTAなどの学校関係者、市職員を含む市民、事業者などを対象とした人権、同和問題に関する学習活動を実施し、人権教育、同和教育の推進に努めます。

ウ 幼・保、小・中の学校教育と生涯学習の連携を深め、県や関係機関が行う人権問題研修会などへ市民参加を図るため、積極的な広報と啓発活動に努めます。

### 3 市民に向けての人権教育の推進

---

#### (1)現状と課題

人権教育・啓発推進法第6条には、国民の責務として、「国民は、人権尊重の精神の涵養に努めるとともに、人権が尊重される社会の実現に寄与するよう努めなければならない。」と明記されています。

このため、人権擁護機関などと連携し、人権講演会や啓発冊子・リーフレットの配布など市民に向けた人権教育と人権啓発に取り組んできました。

しかし、人権問題は依然として残っており、近年では家族形態の多様化や国際化などに伴い、子どもや高齢者に対する虐待、配偶者や恋人など親密な関係にあるパートナーからの暴力(ドメスティック・バイオレンス／DV※)、外国籍等住民に対する偏見など、家庭内や地域社会での人権問題が相次いで発生しています。その背景には、家庭教育力の低下や地域における人との関わり合いの変化が考えられます。

これらの人権問題を解決するためには、子どもから大人までのあらゆる年齢層への人権を尊重する意識づけが非常に大切です。特に子どもは、家庭や地域でのふれあいの中で人を思いやる心、善悪の判断、命の尊厳などを習得します。保護者や地域住民などが偏見をもたず、正しい人権意識をもつ姿勢を子どもたちに示していかなければなりません。

全ての市民が、人権を尊重し、大切にすることをもち、人権問題を自分自身の問題としてとらえ、人権に十分配慮した行動をとることができるよう、家庭と地域社会に向けた人権教育と人権啓発をより一層充実させる必要があります。

---

※ ドメスティック・バイオレンス(DV)

配偶者や恋人など親密な関係にある者の間で行われる暴力をいう。暴力には身体的暴力だけでなく、言葉や威嚇などによる精神的暴力、人との付き合いを制限する社会的暴力、生活費を渡さないなどの経済的暴力、性行為の強要などの性的暴力、子どもを巻き込む暴力(面前DV)を含みます。

## **(2)施策の方向性**

地域社会の基本となる家庭は、人権教育の出発点であり、子どもの人間形成の基礎を育む上で基本的かつ重要な役割を果たしています。また、地域社会は市民一人一人がお互いの人権を尊重する意識を育む役割があります。そのため、地域、学校、行政が連携・協働して、家庭と地域社会における人権に関する研修会や講演会の開催などに努めます。

## **(3)施策の推進**

ア 様々な人権問題の現状と課題、なぜそれらの問題が存在するかなどの正しい知識を市民一人一人がもつとともに、人権についての正しい理解を深め、互いの人権を尊重した行動がとれるよう、町内会などの地域組織や関係機関と連携し、効果的な広報や啓発活動の充実を図ります。

イ 家族がともに正しい人権意識を身に付けられるよう、学校教育、生涯学習、各種相談事業と連携を深め、家庭教育の支援と人権に関する情報の提供に努めます。

# **4 市職員に向けての人権教育の推進**

---

## **(1)現状と課題**

人権教育・啓発推進法第5条には、地方公共団体の責務として、「地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。」と明記されています。

このことを踏まえ、本市では、他機関で実施する講演会、研修会などの機会をとらえ、職員を派遣するなど、様々な機会を通して、人権問題に関する教育と啓発に努めてきました。

しかしながら、社会情勢の変化に伴って、人権問題はむしろ複雑化・深刻化していることから、職員の人権教育と人権啓発を継続的に努め、職員のスキルアップに努めていく必要があります。

## **(2)施策の方向性**

市職員は、常に人権尊重の視点にたって、公平な市民サービスを提供するとともに、あらゆる人権問題について、正しく理解し、率先して差別や偏見の解消に努めることが求められています。そのため、職員一人一人が、高い人権意識を身に付けた上で人権に配慮した職務を実践していけるように、研修を実施するとともに他機関が実施する各種講演会や研修会へ派遣を行うなど、継続的な人権意識の向上に努めます。

### (3) 施策の推進

ア 各種職員研修においては、人権問題を体系的に実施するとともに、他機関が実施する研修会などに積極的に派遣することにより、人権問題の正しい理解と人権意識の高揚を図るとともに、指導者としての人材の育成を進めます。

イ 職員に対し、国や県及び他機関が実施する人権に関する研修会やイベント、これら団体が作成した啓発資料などの情報を積極的に提供します。

## 5 事業者などに向けての人権教育の推進

### (1) 現状と課題

企業は、地域社会を構成する一員としての社会的責任を自覚し、人権尊重の理念に基づいて、働く一人一人の人権が尊重される職場づくりと、全ての人の人権が尊重される住みよい社会づくりに努めることが求められています。

しかし、人権に関する市民意識調査の「これまでに自分の人権が侵されたと思ったことがありますか」への回答で「ある」と答えた人は 29.6%という結果でした。その内、「あなたが受けた人権侵害はどのようなことでしたか」への回答では、「職場で不当な待遇を受けた」が 34.4%と職場における人権の侵害が上位となっており、職場では、セクシャル・ハラスメント〈※〉やパワー・ハラスメント〈※〉、マタニティ・ハラスメント〈※〉、採用選考に身元調査や採用試験での差別的な質問などの人権侵害がいまだに見受けられ、企業は多くの人権問題を抱えています。

そして、公務員、教員、医療関係者、福祉関係者など13種類の業種に従事する人は、国の「人権教育・啓発に関する基本計画」において「人権に関わりが深い特定の職業に従事する者(特定職業従事者〈※〉)」と規定されています。これらの従事者は、その職務の性質上、人権問題に対する正しい理解を深め、人権に関する責任の重大性を自覚し、使命感をもって職務や業務を遂行することが求められています。

---

#### ※ セクシャル・ハラスメント

相手の意に反した性的な言動のことで、身体への不必要な接触、性的関係の強要、性的な噂の流布、多くの人の目にふれる場所へのわいせつな写真の掲示など、様々なものが含まれます。

#### ※ パワー・ハラスメント

職務上の地位や人間関係などの職場内での優位性を背景に、業務の適正な範囲を超えて、精神的・身体的苦痛を与える又は職場環境を悪化させる行為をいいます。

#### ※ マタニティ・ハラスメント

働く女性が妊娠・出産をきっかけに職場で精神的・身体的な嫌がらせを受けたり、妊娠・出産などを理由とした解雇や雇い止め、自主退職の強要で不利益を被ったりするなどの不当な扱いをうけることをいいます。

#### ※ 特定職業従事者

検察職員、矯正施設・厚生保護関係職員等、入国管理関係職員、教員・社会教育関係職員、医療関係者、福祉関係職員、海上保安官、労働行政関係職員、消防職員、警察職員、自衛官、公務員、マスメディアの関係者の13の業種に従事する者をいいます。

また、独自に人権に関わる活動をしているNPOなどの民間団体は、市民と行政が協働で取り組む人権尊重のまちづくりにおいて重要な役割を担っていることから、民間団体の啓発活動への支援を充実させる必要があります。

2021 年(令和3年)障害者差別解消法が改正され、2024 年(令和6年)4月1日から事業者による障がいのある人への合理的配慮<sup>※</sup>の提供が義務化されます。

## (2)施策の方向性

ア 雇用や就労におけるあらゆる差別の解消、男女共同参画社会の実現、特定職業従事者の人権意識の高揚に向け、積極的に企業などへ人権啓発を図ります。

イ 経営者や人事担当者などが人権問題について正しい認識と理解を深め、人権に配慮した適正な対応が図れるよう、ハローワークや商工会など関係機関と連携し、啓発に努めます。

ウ 人権に関するNPOなどの民間団体の活動を支援する体制づくりを進めます。

## (3)施策の推進

ア 国・県やハローワーク・商工会などの関係機関と連携して、企業における公正な採用選考や人権が尊重された職場づくりのための情報と啓発資料の提供に努め、企業の取組を支援し、法令の遵守と全国統一応募用紙使用などの周知徹底及び企業の意識啓発を推進します。

イ 特定職業従事者に対する人権教育については、それぞれの職場や機関などへのセクシャル・ハラスメントやパワー・ハラスメント、マタニティ・ハラスメントなどの啓発活動を通じ、事業内容の特性を踏まえた人権教育研修の実施と人権擁護の徹底を働きかけます。

ウ 人権に配慮した取組を自主的に行う事業者に対し、本市の物品調達や公共事業の入札契約を行う際に、障がい者雇用などに積極的に取り組む事業者を適切に評価する取組を実施します。

エ 民間団体間での連携を強め、自主的に人権啓発活動に取り組むように、関係団体同士の情報交換の場の設定、啓発資料を提供するなど、あらゆる場面で民間団体の支援を充実し、連携・協働の活動の推進に努めます。

---

### ※ 合理的配慮

障がいのある人が、周囲の人と平等の権利を享有・行使することを確保するために、受け入れる側にとって過度な負担になり過ぎない範囲で、社会的障壁を取り除くための必要かつ適当な変更・調整を行うことを言います。

## 6 相談体制の充実

---

### (1)現状と課題

本市では、いろいろな悩み事を抱えている人が安心して気軽に相談ができ、問題を解決できるよう、専門的に対応する各種相談窓口を設置しています。

また、人権相談や人権侵害に対する被害者の救済については、法務局や人権擁護委員により対応が行われています。

こうした中、人権に関する市民意識調査の「人権が侵害されたときには、誰に相談しますか」への回答では、公共機関に相談する割合が依然として低い状況です。

そのため、市民に最も身近な窓口として、速やかな人権救済を受けられるよう市民に寄り添った支援を進めていく必要があります。

### (2)施策の方向性

様々な人権問題に迅速かつ適切に対応できるよう、庁内各課や各行政機関、各種団体との連携を一層強化し、利用しやすい相談体制や救済の支援体制の充実に努めます。

### (3)施策の推進

ア 市民が安心して気軽に相談できるよう、各種相談窓口や公的支援制度、NPOが行っている支援などの周知を行います。また、相談内容に応じた相談窓口の共有や相互理解を深め、適切な相談機関に速やかにつながることで体制づくりを推進します。

イ 多岐にわたる相談内容を想定し、職員や相談員の研修を行うことで、職員の知識向上を図ります。

ウ 国、県の関係機関やNPOなどとのネットワークづくりと救済を行う支援体制づくりを推進します。

エ 人権侵害の被害者への法的救済や加害者に対する罰則などについては、基本的に国が法制度を整備する必要があることから、その状況を注視していくとともに、適切な情報収集や情報提供を行いながら、必要な支援体制を検討していきます。

## 7 人権問題に関する講演会・研修等

---

### (1)現状と課題

人権に関する市民意識調査における「人権問題に関する講演会、研修会に参加したことがありますか」への回答では、「参加したことはない」が 84.6%と最も多い結果となりました。また、人権講習会、研修会に参加したことがない理由では、「特に理由は



ない」が 50.9%、「開催を知らなかった」が 42.1%という結果になっています。

また、「研修や講演会等は、どの機関の実施を希望されますか」の回答では、「県、市町村主催」が 75.8%で最も多くなりました。

「人権教育について、どこが進めるべきか」の回答では、「学校」が 75.0%で最も多く、「小・中・高等学校で人権教育、同和教育を行うこと」については、「積極的におこなうべき」が 51.0%となりました。

人権問題に関する講演会、研修会の機会を増やすとともに、県や関係機関団体等とも連携し、広報などを通し、周知・啓発を図る必要があります。

また、子どものうちに人権意識を高めるためには、学校、家庭、地域等様々な場所と機会を通じ人権、同和教育を進める必要があります。

## **(2)施策の方向性**

様々な人権問題を単に知識として理解するだけでなく、人権への配慮がその態度や言動に自然と現れるよう、人権感覚が身に付く啓発活動の推進に努めます。

## **(3)施策の推進**

県や市主催だけでなく、学校やPTA、生涯学習団体、各種団体が主催する講演会、研修会の開催について、広報等を通し周知を図るとともに、多くの市民から参加してもらえよう、考案してまいります。

また、地域、学校、職場等身近な場所で啓発を行い、人権について考える機会を創出していきます。